

# 8930

Vol.86

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸 より安全で安心して暮らせる神奈川県をめざして 🌸



河津桜（三浦市）

## 暴力団追放「三<sup>ツ</sup>ない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター



昨年4月より神奈川県弁護士会の民事介入暴力対策委員会の委員長を務めている佐藤裕です。この委員会は弁護士会にあって暴力団等による「民事介入暴力」、すなわち「暴力団等が、一般市民の日常生活又は経済取引について、当事者・関係者の形で介入・関与して不当な利益を得ようとする事象に対応し、市民の権利利益を擁護すること」を目的として活動する弁護士の集まりです。

平成2年に設立されて以来、多くの民事介入暴力事件について被害回復に向けた活動をしてまいりました。私たちが暴力団を相手に用いる手段は主に裁判等の法的な手続です。こうした手続を用いて市民が暴力団等により不当に奪われた利益を回復していきます。

皆様の中にはなぜ弁護士が暴力団を?という疑問があるかもしれません。暴力団による被害があった場合、もちろん警察が対応してくれています。原因となった行為が犯罪であれば逮捕し、裁判の結果社会から隔離してくれます。しかし、犯人が捕まっても被害そのものの回復はされません。犯人が自ら弁償等をしない限りは被害者が法的な手続で要求していく必要があるのです。例えば暴力団による被害としては金銭を脅し取られた、だましとられた、不当に不動産を奪われた、貸した不動産を暴力団事務所にされた、暴力をふるわれてケガをしたというようなものがあります。こうした被害について裁判等を通じて金銭や不動産を取り戻し、事務所を追い出し、損害賠償を請求して回復するのです。

私たち民事介入暴力対策委員会ではそういった被害回復のお手伝いをさせていただいています。被害の回復は人権保障の一つの表れですし、被害回復の原資が暴力団から出ることになれば、暴力団の勢力を削ぐことにもなり、暴力団排除の一助になりうることから弁護士のなすべき仕事であると考え活動しています。

ただ、もちろん私たちは単独で戦っているわけではありません。私たちは警察や暴力追放推進センターと強く連携して活動をしています。この三者の協力体制はとても頼りになり、私たちに強い安心を与えてくれており、そのおかげで存分に被害者のために戦うことができています。

今後も三者が一致団結して多方面から暴力団の排除を強く押し進めていきたいと考えています。皆さんも暴力団の活動についての情報があれば警察、暴力追放推進センターそして弁護士会の民事介入暴力対策委員会までご一報ください。暴力団のない住みやすい社会を実現するためにご協力ください。

なお、上記三者の共同の事業として、本年5月26日に暴力団被害無料電話来所相談会を実施します。連絡先等詳細については三者のホームページ等で告知しますのでご確認の上ご相談ください。

それでは一日も早い暴力団撲滅実現を祈念しつつ私からの挨拶を締めさせていただきます。





# 全国暴力追放功労者表彰受賞

令和4年11月24日、東京の明治記念館において「全国暴力追放運動中央大会」が開催され、本県から長年にわたって暴力追放に尽力された次の方々が、警察庁長官及び全国暴力追放運動推進センター会長から表彰されました。おめでとうございます。



磯子区暴力団排除推進協議会  
会長 阿部 隆 様



栄暴力団排除協議会  
会長 楠 明 様

## 第31回 神奈川県地域暴力団排除組織連絡協議会総会の開催

令和5年2月14日、神奈川県警察本部大会議室に県内54の地域暴力団排除組織役員等が集い、令和4年度総会が開催されました。会長と警察本部長のあいさつにはじまり、役員改選、令和5年度の活動方針（改正神奈川県暴力団排除条例を浸透させる活動の推進と身近な機関、団体等との連携）が議決され、暴力団のいない住みよい地域社会を実現するとの決意を新たにしました。



相原会長のあいさつ



林警察本部長のあいさつ

# 令和4年度第2回定例理事会の開催

令和5年2月20日(月)、万国橋会議センターにおいて、令和4年度第2回定例理事会を開催し、令和5年度の事業計画(案)、収支予算書(案)、検討委員選任(案)などについて審議し可決承認されるとともに、理事長及び専務理事の業務執行状況の報告がなされました。

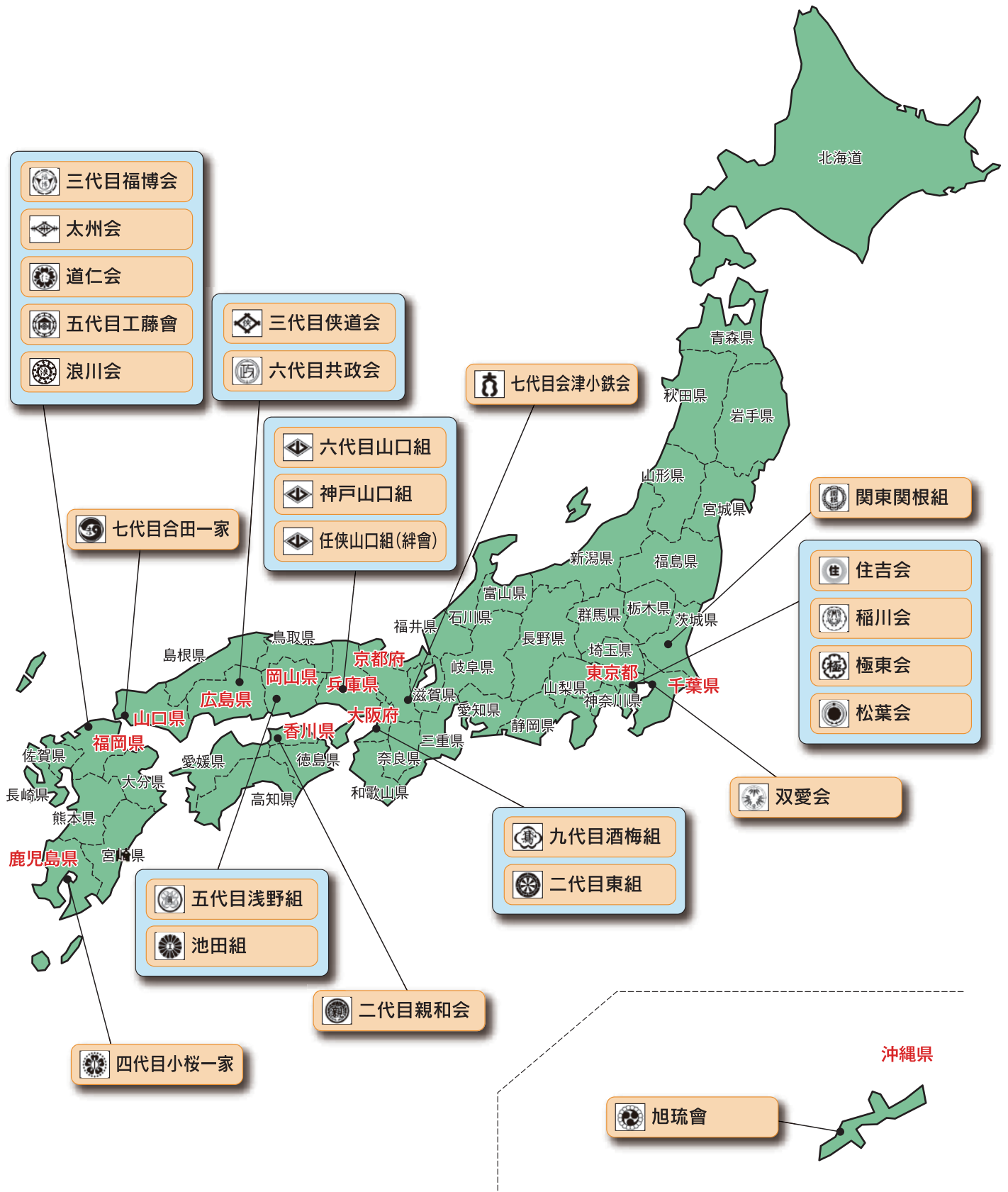


## 令和4年 神奈川県暴力団排除条例適用一覧

| 通番 | 番号   | 種別 | 違反・条項                                 | 実施日      | 概要                                                                                                                                                                                                               | 事業者等        | 暴力団          |
|----|------|----|---------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|
| 1  | R4-1 | 勧告 | 利益供与等<br>(事業委託等)<br>第23条第2項第3号        | R4.1.13  | 違反事業者は、塗装工事業を営む者であるが、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、稲川会系組員に、令和3年6月1日から同月10日までの間、一般住宅外壁塗装工事を委託し、もってその事業の一部を請け負わせたものである。                                                                       | 塗装業者<br>1名  | 稲川会系組員<br>1名 |
|    |      |    | 利益受供与<br>第24条第1項                      | R4.1.17  | 暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。                                                                                                                                                                                     |             |              |
| 2  | R4-2 | 勧告 | 名義利用等<br>(他人の名義利用)<br>第26条の2第1項       | R4.2.2   | 名義利用違反者は、稲川会系組員であるが、携帯電話機を取得するに当たり、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、令和2年11月12日、神奈川県内の携帯電話販売業者において、名義貸し違反者に、同販売業者と同人名義により携帯電話契約を締結させ、もって他人の名義を利用したものである。                                                                      | 介護士<br>1名   | 稲川会系組員<br>1名 |
|    |      |    | 名義利用等<br>(名義貸し)<br>第26条の2第2項          | R4.2.3   | 名義貸し違反者は、その情を知って、暴力団員に対し、自己の名義を利用させたものである。                                                                                                                                                                       |             |              |
| 3  | R4-3 | 勧告 | 名義利用等<br>(他人の名義利用)<br>第26条の2第1項       | R4.5.27  | 名義利用違反者は、稲川会幹部であるが、神奈川県内のゴルフ場を利用するに当たり、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、令和3年1月21日、同ゴルフ場において、名義貸し違反者に同ゴルフ場の利用手続きで使用のご署名カードに他人の名義を署名させるのにもかかわらず、令和2年10月中旬ごろ、前記ビル2階に前記組織事務所を開設した上、その頃から、令和4年3月31日までの間、その運営をしたものである。             | 住宅設備業<br>1名 | 稲川会幹部<br>1名  |
|    |      |    | 名義利用等<br>(名義貸し)<br>第26条の2第2項          | R4.5.27  | 名義貸し違反者は、その情を知って、暴力団員に対し、他人の名義を利用させたものである。                                                                                                                                                                       |             |              |
| 4  | R4-4 | 検挙 | 暴力団事務所の開設・運営<br>第16条第1項第8号<br>第32条第1号 | R4.5.27  | 被疑者は、指定暴力団稲川会系傘下組織の組長であるが、神奈川県内のビルに前記組織事務所を開設するに当たり、同所が神奈川県暴力団排除条例で定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域である都市公園法に規定する都市公営の周囲200メートルの区域内であるのにもかかわらず、平成28年4月1日から令和4年5月頃までの間、前記ビル2階に前記組織事務所を開設した上、その頃から、令和4年3月31日までの間、その運営をしたものである。 | 建築業者<br>1名  | 稲川会系組長<br>1名 |
| 5  | R4-5 | 勧告 | 宅地等の譲渡等<br>(貸付)<br>第25条第2項            | R4.7.14  | 違反事業者は、建築業を営む株式会社であるが、同社取締役が、同社が所有し管理する建物(神奈川県内の雑居ビルの1室)を、稲川会系暴力団組織の事務所の用に供されることを知りながら、平成28年4月1日から令和4年5月頃までの間、前記暴力団組織の組長に貸付けたものである。                                                                              |             |              |
| 6  | R4-6 | 勧告 | 名義利用等<br>(他人の名義利用)<br>第26条の2第1項       | R4.12.19 | 名義利用違反者は、稲川会系幹部であるが、横浜市内のマンションを賃借するに当たり、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、令和2年10月3日、名義貸し違反者をして、不動産管理会社と同人名義により、前記マンションの賃貸借契約を締結させ、もって他人の名義を利用したものである。                                                                         | 会社員<br>1名   | 稲川会系幹部<br>1名 |
|    |      |    | 名義利用等<br>(名義貸し)<br>第26条の2第2項          | R4.12.15 | 名義貸し違反者は、その情を知って、暴力団員に対し、自己の名義を利用させたものである。                                                                                                                                                                       |             |              |

# 指定暴力団一覧表(25団体)

全国の指定暴力団 (2021年12月現在)





# 賛助会員のご紹介

～ここに掲げた企業・団体は、弊センターの賛助会員であり、暴力追放運動に取り組む皆様の応援団です。～

|        |                      |        |                             |
|--------|----------------------|--------|-----------------------------|
| あ<br>行 | (株)アイスコ              | か<br>行 | 関東開発(株)                     |
|        | (株)アイル               |        | (株)かんぽ生命保険南関東エリア本部          |
|        | (株)アサンテ              |        | (株)かんぽ生命保険横浜支店              |
|        | あすか創建(株)             |        | (株)かんぽ生命保険藤沢支店              |
|        | (株)アスマイル             |        | (株)かんぽ生命保険海老名支店             |
|        | (一社)厚木市建設業協会         |        | (株)かんぽ生命保険川崎支店              |
|        | アナザーレーン(株)           |        | (株)グローバルインフォメーション           |
|        | アパホテル&リゾート横浜ベイタワー    |        | (株)クラシアン                    |
|        | アマノマネジメントサービス(株)     |        | 京浜急行電鉄(株)                   |
|        | (一社)綾瀬市建設業協会         |        | コネクシオ(株) ドコモショップ相模原店        |
|        | 荒井商事(株)              |        | (株)ゴダイ                      |
|        | アルファノート(株)           | さ<br>行 | サンエス技研(株)                   |
|        | (株)穴水ホールディングス        |        | (株)サードプラネット                 |
|        | (株)イグアス              |        | 三共エンジニアリング(株)               |
|        | いすゞリースリングサービス(株)     |        | (株)サーティーフォー                 |
|        | (株)EASEL             |        | 篠竹興業(株)                     |
|        | (有)市原グループ            |        | 新明和工業(株)                    |
|        | (株)インフォマティクス         |        | 新明和オートエンジニアリング(株)           |
|        | (株)エイワ               |        | (株)湘南ゼミナール                  |
|        | SGSジャパン(株)           |        | (株)シンクランド                   |
|        | (株)FTIS              |        | (株)湘南第一興商                   |
|        | (株)オキサイド             |        | ジャパニマス(株)                   |
| か<br>行 | 小戸工業(株)              |        | JFEエンジニアリング(株)ガス事業部導管建設センター |
|        | ORTHOREBIRTH(株)      |        | G・Aホールディングス(株)              |
|        | 神奈川県民共済生活協同組合        |        | (株)JEPLAN                   |
|        | 神奈川県内レンタカー暴力団排除連絡協議会 |        | (一社)生命保険協会神奈川県協会            |
|        | 神奈川県自動車販売店協会         |        | 世紀東急工業(株)横浜支店               |
|        | 神奈川県信用保証協会           |        | 相鉄ホールディングス(株)               |
|        | 神奈川相互取引(株)           |        | 損害保険料率算出機構 横浜第一自賠責調査事務所     |
|        | 神奈川県自動車交通共済協同組合      |        | (株)創和                       |
|        | 神奈川県軽自動車協会           |        | ソニー・ライフケア(株)                |
|        | 神奈川県農業信用基金協会         | た<br>行 | (有)高橋商事                     |
|        | 神奈川県行政書士会相模原支部       |        | 第一生命保険(株)                   |
|        | 神奈川県行政書士会            |        | 中央総業(株)                     |
|        | (公社)神奈川県産業資源循環協会     |        | 東都熱工業(株)                    |
|        | 神奈川県遊技場協同組合          |        | (株)東京スター銀行                  |
|        | 川崎市信用保証協会            |        | (株)東亜環境コーポレーション             |
|        | 川崎市管工事業協同組合          |        | 東京ガスエコモ(株)                  |

|        |                  |             |                       |
|--------|------------------|-------------|-----------------------|
| た<br>行 | 土志田建設(株)         | ま<br>や<br>行 | 守谷輸送機工業(株)            |
|        | 常盤海運(株)          |             | (一社)大和建設業協会           |
| な<br>行 | ナイスコミュニティ(株)     |             | (株)ゆうちょ銀行 南関東エリア本部    |
|        | 日本郵便輸送(株) 南関東支社  |             | UR都市機構神奈川県暴力団等排除対策協議会 |
|        | 日本たばこ産業(株)神奈川支社  |             | (株)ユーシン               |
|        | 日総工産(株)          |             | 横浜低温流通(株)             |
|        | 日本KFCホールディングス(株) |             | 横浜公証人会                |
|        | 日本インジェクタ(株)      |             | 横浜市信用保証協会             |
|        | 日本元気キャピタル(株)     |             | 横浜市鶴見スポーツセンター         |
|        | (株)NeoCharge     |             | 横浜市都筑スポーツセンター         |
| は<br>行 | ハーツテクノロジー(株)     |             | 横浜市栄スポーツセンター          |
|        | (株)フジタ横浜支店       |             | 横浜市中スポーツセンター          |
|        | (株)フェルディナス       |             | 横浜市戸塚スポーツセンター         |
|        | フォーライフ(株)        |             | 横浜市港南スポーツセンター         |
|        | (株)フォレスト         |             | 横浜市金沢スポーツセンター         |
|        | (株)ベンハウス         |             | 横浜市瀬谷スポーツセンター         |
|        | (株)ベルク           |             | 横浜市磯子スポーツセンター         |
| ま<br>行 | (株)丸ハアセット        |             | 横浜市旭スポーツセンター          |
|        | (株)マイホームワン       |             | 横浜市泉スポーツセンター          |
|        | (株)MADO          |             | 横浜市緑スポーツセンター          |
|        | (株)三菱電機ライフネットワーク |             | 横浜市平沼記念体育館            |
|        | 明誠建設(株)          |             | 横浜幸銀信用組合              |
|        | メトロレミッタンスジャパン(株) | さ<br>り<br>ん | (株)リボルナバイオサイエンス       |

※個人及び掲載希望のない企業等は除いております。

## 暴力団被害無料電話・来所相談会の開催

### ●開催日時

・令和5年5月26日(金)  
午前10時～午後6時

### ●開催場所

・神奈川県弁護士会館  
(横浜市中区日本大通9)

### ●相談方法

・電話又は来所での相談  
(無料)

### ●相談対応

・暴力団をはじめとする反社会的勢力やその周辺者にかかわる被害一般について、  
暴力団対策の専門家(警察、弁護士、暴力追放推進センター)が、相談に応じます。

※電話番号等は、開催間近になりましたらホームページ等でお知らせします。

## 第32回暴力追放県民大会のご案内

### ●開催日時

・令和5年9月7日(木)  
午後2時～午後4時

### ●開催場所

・神奈川県立音楽堂  
横浜市西区紅葉ヶ丘9-2

### ●次第

#### 第一部

・主催者挨拶  
・表彰  
・来賓祝辞  
・来賓紹介  
・大会宣言

#### 第二部

・警察音楽隊演奏・  
ステージドリル等



## 神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

## 賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

### 1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックし、申込書に所定事項を入力して、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限らせていただきます。

### 2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

## もし暴力団から不当な要求があったら

### ■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049  
 条例専用電話 ☎0120-110675

### ■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930  
 ☎045-663-8930